

議案第 32 号

橋本市立こども園条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について

橋本市立こども園条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

平成 27 年 2 月 23 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市立こども園条例の一部を改正する条例

橋本市立こども園条例の一部を改正する条例(平成 25 年橋本市条例第 31 号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分
は、次の表中太線の部分である。

改正後		改正前	
別表 (第 3 条関係)		別表 (第 3 条関係)	
名称	位置	名称	位置
高野口こども園	橋本市高野口町向島 166 番地	高野口こども園	橋本市高野口町向島 166 番地
すみだこども園	橋本市隅田町上兵庫 267 番地	すみだこども園	橋本市隅田町上兵庫 267 番地
橋本こども園	橋本市東家二丁目 2 番 14 号	橋本こども園	橋本市東家二丁目 1 番 23 号
	橋本市原田 31 番地		

附 則

この条例は、公布の日から施行する。